

徳島県告示第百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所						サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	種類	指定年月日
医療法人青樹会	徳島市丈六町行正二七番地一	ヘルパーステーション きずな	徳島市丈六町小谷四六番地一	訪問介護 きずな	訪問看護 きずな	訪問介護	令和五年三月一日	訪問介護	
株式会社友李通商	阿南市羽ノ浦町古庄野神ノ本 二三番地七	介護事業部 椿	阿南市羽ノ浦町古庄野神ノ本 二三番地七	訪問介護	訪問看護	訪問介護		訪問介護	
医療法人倚山会	徳島市東山手町一丁目四一 番地六	田岡病院訪問看護ステ ーション	徳島市万代町四丁目二番地二	訪問看護	訪問看護	訪問看護		訪問看護	
合同会社Libra	同 北田宮一丁目七番二四 号J号室	デイサービスセンター りぶら	板野郡藍住町東中富東傍示四 四	通所介護	通所介護	通所介護		通所介護	